

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年1月24日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方、手を挙げてください。スミさん。

○記者 共同通信のスミです。よろしくお願いします。

今日の委員会でもトピックスで出たと思うのですが、除染に関連して、年間追加被ばく線量の1ミリシーベルトイコール0.3マイクロシーベルト・パー・アワー、この基準を見直すわけではないということでしたけれども、いろいろお話を聞いても、結局どうしたいのかが分かりにくいので、放射線審議会で議論されるということですが、もう一度、委員長から整理して、今、どのようなお考えがあるのか教えてください。

○更田委員長 まず、どうして分かりにくいかな。基本的に空間線量率と個人の被ばく線量との関係を明確にしましょうと言っているだけであって、もうそれに尽きているわけですよ。そもそも除染に関連している省令にその値が載っているから除染に関連しているだけであって、別に除染の基準を見直そうといった意図は全くないです。ただただ単純に、これだけの空間線量率のところに住すると、年間の被ばく線量が1ミリシーベルトと見られるというのが、まだデータもない時点で保守的の仮定のもとでそういった相関が置かれたけれども、実際に測って見たらそうはなっていないのだから、そうはなっていないことをデータの積み上げとともに明確にしましょうと、それだけのことです。

それをどう応用する、どう適用するかは、適用するか、しないかも含めて、それぞれ、除染なり、解除なり、何なりのところがそれを考慮する、しないはまた別の話です。まず事実を、例えば、1つはリスクを正しく伝えるという観点からしたって、空間線量率と被ばく線量との関係を明確にするというのは前進なのであって、前進すべき余地があるのだから、きちんと前進しましょうと言っているだけです。

○記者 今おっしゃられてよく分かりましたけれども、要するに、空間線量と被ばく線量の関係についてのみ議論されるということなのですね。

○更田委員長 先週の委員会の会見についても、なぞっていただいても結構ですが、一貫して空間線量率と被ばく線量との関係を明確化しましょうということを申し上げている。除染という言葉が出てきたのは、その相関が環境省の省令の中にあらわれてき

ているので、したがって、それに言及しただけであって、まずは空間線量率、どっちがどっちでもいいですが、別に全てが一様の面の中で生活するわけではないですから、そう一義的に決まるものではないけれども、空間線量率0.23マイクロシーベルト・パー・アワーのところを中心に居住すると、年間線量率が、今、あらわれている学術論文などを例にとると、例えば、伴さんが例に引いたもので言うと、年間被ばく線量が0.15とか、0.2ミリシーベルト・パー・イヤーになる。裏返すと、1ミリシーベルト・パー・イヤーの被ばく線量率に至ってしまうような居住環境は0.23マイクロシーベルト・パー・アワーよりはずっと高いところに相当する。

この関係を、どうしても幅を持つでしょうから、相関式になるわけではないでしょうけれども、それから、生活様式であるというか、行動様式とも関連をするので、1対1に明確に出るものでないことは元々わかっているわけですがけれども、例えば、0.23マイクロシーベルト・パー・アワーという値がどの程度の保守性を持っているか、私はこの間、4倍ぐらいではないかという言い方をされていて、伴さんはもっとあるという形ではあったけれども、これだって単に私たちが発言しているだけではなくて、放射線審議会でデータ積み上げて、その上で言及されるのでは意味が違っているので、リスクを正しく伝えるという意味、ふだんから皆さんもよく指摘をしておられるように、十分な説明を、丁寧な説明を、当然そこにデータが積み上がってきたのですから、説明をするべきことであって、これはやるべきことをやりましょうというつもりで申し上げます。

○記者 私、以前、環境省担当をしていたので、この話はある程度フォローしているつもりだったのですけれども、委員長が今おっしゃられたような空間線量と被ばくの関係で、年間1ミリシーベルトイコール0.23、かなり乖離があるという話は何年も前からいろいろところで言われていて、復興庁などは、職員を宿泊させて、ガラスバッジとか線量計で測ってみて、実際かなり差があるねという話も何度か見た気もするのですけれども、改めて、今、放射線審議会で議論をされるというタイミング、どういう文脈の中で出てきたかということなのですけれども。

○更田委員長 事故の直後から、私の元職の職場でもそうですけれども、まずはとにかく地域へ入る人たちに対しては線量計を持ってもらって、データを積み上げることだよという議論は相当早い時点からやっている。それから、当然のことながら、現存被ばく状況の中で行動する個人がどのくらいの被ばくを受けるかというのは、歴史的にも蓄積をしておくべきデータなので、様々な機関が意識を持って線量計を持って、被ばく線量データと行動区域等々の記録はとっている。では、どこで、どの時点でというのが、これはなかなか難しい話ではあるけれども、学術論文が大体数通出だしたぐらいのころは、結局、それだけの結論を導くためのデータが蓄積されてきたことの一つの証左になりますし、事故から5年ぐらいのところで考えるべきことだったのですけれども、これは技術的というか、科学的な判断の問題ではあるけれども、まず、とにかくデータを並べてみて、相関に対して、少なくとも今の時点で、例えば、4倍だ

とか5倍だとかいう保守性を議論できる程度にはなっているので、その裏付けをきちんととりましょうというところで、タイミングとしては、もっと早くやるべきだったという議論はあるかもしれないけれども、ただ、これ以上遅らせる理由はないだろうかと、その程度ですね。

○記者 今まで環境省とか復興庁が何度か、それはあくまで除染とか区域見直しなどの文脈の中だとは思いますが、その辺を精査しようとして、やはり難しいということと断念してきた経緯があると思うので、だから、遅きに失したということは私は全然思わないのですけれども。

○更田委員長 それはまたちょっと別のことだと思うのは、除染だとか、区域の見直しだとか、実際のそういった行政上のアクションと結びつく場合には、相関関係に大きな保守性がある云々といった配慮とは別に、途中で方針を変えることのデメリットもきちんと考慮すべきだと思うのですよ。例えば、最初の時点で置いた設定が極めて保守的だということが途中でわかったとしても、それは程度の問題ですね。激しい、著しい不利益を人々にもたらすことになったら、きちんとわかった時点で改めるべきだという考え方も当然あるだろうと思うけれども、一方で、やはり方針が途中から変わることは是非もあって、除染だとか、あるいは区域の指定の問題といった具体的な行政上の施策にかかわるものに関して言えば、これにかかわるような見直しをすることに対して慎重なのは当然のことだし、ですから、私が申し上げているのは、空間線量率と被ばく線量のデータの相関関係みたいなものは逐次的に見直されたっていいことだと思うのです。ただし、それを除染であるとか、区域の指定であるとかといったアクションに反映させる、させないというのは、より一段と慎重な議論が必要だと思います。

○記者 しつこくて申し訳ないです。昨年末から福島的首長さん方と意見交換されていらっしやったことですし、田中前委員長もいろいろ御発言されていらっしやると思うのです。そういった流れの中なのであえて聞くのですけれども、放射線審議会であり、規制委員会が科学的に、そういった行政的な文脈とは一旦切り離して議論したとしても、今の空間線量と被ばく線量の相関関係が、例えば、4倍とか、5倍とか、乖離していますよとなると、必ず行政的な線引きにかかわらざるを得ないと思うのですけれども、そうすると、それなりのハレーションがあると思うのですが。

○更田委員長 それは必ずしもそうでもないと思っています。というのは、繰り返しになるけれども、非常に大きな保守性があることが明らかになることと、その保守性を一定程度のところには圧縮させるために施策を変更するかどうかは一足飛びに飛び議論ではなくて、方針変更が与えるものは大きな影響がありますから、議論は一步一步だし、田中さんや私の考え方もかもしれないけれども、私たちはまず事実、データであるとか、科学的な知見というものをまずはっきりさせて、その上でそれに基づいてという考え方をするので、まず、とにかく事実関係を明確にしよう。事実関係を明確にすることに何のデメリットもなくて、ですので、あたかも事実関係が、事実と大きく異なるものが事

実であるかのように語られている状態は正すべきであろうけれども、それを施策に取り込む、取り込まないというのはもっとほかの因子もあるし、それから、方針が途中で変わることのデメリットもきちんと考慮されるべきだろうと思います。ですから、そこは段階の違いだと思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 御質問のある方。では、ヒガシヤマさん。

○記者 朝日新聞のヒガシヤマです。

関連して質問させてください。更田さんは4倍、5倍、もしくは7倍と、保守性に大きな乖離があるとおっしゃいますけれども、私はそれがそれほど大きな乖離かなと、すっと納得できていないところがあって、結局、1ミリを時間当たりで割ると0.23ミリマイクロということだと思えますけれども、その計算式の過程で、実際、実効線量を測って見たら、7倍といっても、結局、桁が変わるほどではないわけではないですか。実際、線引きをするときに、当然ある程度余裕を見ないとはいけませんねというのはあると思うのです。その余裕をどれだけ見ますかというときに、少なくとも2～3倍見るのだとすると、2～3倍というのは適当に言っていますけれども、2～3倍と4～5倍はそんなに変わらないですし、仮に7倍だとしても、そんなに変わらないわけですね。そう考えると、これってそんなに一生懸命議論する話なのかと思っているのです。

○更田委員長 例えば、0.23マイクロシーベルト・パー・アワーと1ミリシーベルト・パー・イヤーの被ばく線量率を関連づけるコンテキストの中で、5倍前後の保守性をとってと入っているのだったら、明示されているのだったら、要するに、これはこういう使い方をすることに鑑みて、保守性が十分に必要だよねと。ですから、1桁とりましようとか、あるいは5倍以上の保守性をとってこうましようということがあらかじめ明示されているのだったら、今の時点においても間違ったメッセージを送っていることになりませんね。ですから、保守性があるのだったら、保守性があるのだということをきちんとましよう、これは私は大変意味があることだと思っているのです。

先ほどスミさんから議論の中でもあったけれども、除染であるとか、区域の指定であるとかいうところに関して、保守性をとっておくということは当然考えることだろう。ですから、保守性があっても構わないし、それから、保守性を持たせる意味というのは、当然ばらつきはあるわけで、それが正規分布なのかどうかすら分からない。ばらつきはあるのだから、保守性を見ておこうとするのは正しいです。ですから、これが与えるメッセージが、5倍前後の、あるいは少なくとも5倍を上回るような保守性をとった上で、空間線量率としてこういう値をとっているのだったら、それはそれで結構だし、一歩前進だと思っています。

保守性のとり方というのは、ちょっと余計な話ですけども、保守性は大きければ大きいほどいいのかとなったら、そんなことはあり得ないことはすぐに御理解いただけ

るだろうと思っています。では、5倍の保守性がふさわしいかどうかはまた別の議論であって、おそらくは時期によっても異なるのだろうと思っています。要するに、データも知見も不確かさが非常に大きいから大きな保守性をとっておかなければならない時期もあるし、より明確な関係がわかってきたので、不確かさが小さくなってきたので保守性も小さくしていいだろうという議論もあるだろうし、あるいは以前と同様の保守性を置いておくべきだという議論もあるだろうし、これまた別の問題だと思えますけれども、0.23にかわる値をというよりも、0.23がどのぐらいの保守性を持っているかを明確にするだけで、私はこれはリスクを語る、リスクをできるだけ正確に伝えるという観点からすれば、非常に大きな前進だと思っています。

○記者 0.23のお話はよく分かりましたし、趣旨もよく分かるのですがけれども、リスクとベネフィットの関係で先週おっしゃったように、あくまでデータを示して、個々人、住民の皆さんが判断すればいい、それもおっしゃるとおりだと思いますけれども、であるのであれば、0.23とか、実効線量みたいな、それも重要ですがけれども、そもそも1ミリシーベルト・パー・イヤーを議論すべきという話ではないのですかね。

○更田委員長 それはある意味おっしゃるとおりかもしれないし、個々人がそれぞれ意見を持っていると思います。例えば、計画被ばく状況、現存被ばく状況、緊急時、それぞれに対してそれぞれにふさわしい考え方。現存被ばく状況下において得るものと失うものをきちんと考慮して、国際的な考え方に従えば、政策者が1～20の間で参考レベルを定めるべきだと。この参考レベルの議論は、事ほどさように私たちの国、日本は事故に対する備えができていなかったということのあらわれだと思います。でも、やはり、どこの国でもなかなか難しかったのかもしれないですが、チェルノブイリ、国際的には随分こういったことが真剣に議論されて、事故が起きたときにどういう状況であれば参考レベルがこれこれという備えがあらかじめ十分にできていれば別だったのかもしれないけれども、残念ながら事實はそうではなくて、1～20の間で参考レベルを定めようとしても、率直に言って、参考レベルの設定にしくじったのかもしれないですね。ですから、1というのが定まった。そこには様々な判断があっただろうと思います。その判断の是非を今どうこうするつもりはないですけれども。

一方で、時間が経過してから変更することが果たして正しいのかどうか。これは人の心の問題も含めた話であって、1ではなくて別の値だよね、そもそも最初からそうすべきだったよねと言って変えるという主張をされている人だっているし、一方で変更することの混乱を考えたら、軽々にこういったものを変更するべきではないというのも十分説得力のある答えだと思っているし、議論することはいいことだというのはそうかもしれないけれども、では実際に得るものを考えたとき、今、1ミリの議論をしていくことに福島の方々を救うような大きなメリットが得られるかということ、私はちょっと懐疑的ではあって、最も重要な議論ではあるし、基本にかかわる議論ではあるのだけれども、現状においてそれに手をつけるかのような議論に入るということは、デメリットの方が

大きいのではないかと感じていますし、むしろもっと時間がたって歴史的な検証の世界の話なのではないかと思っています。

○記者 ただ、まさに今、震災から7年で、3年たったら10年でというタイムスパンで考えるときには歴史的な検証は待ってられないので、とりあえず手をつけられそうなところから手をつけるということになるのですか。

○更田委員長 物事の重さが随分違いますね。空間線量率と被ばく線量との相関というのはある意味、小さな話であって、元々の1ミリシーベルト・パー・イヤーの議論をするというのははるかに議論として大きな議論であるし、さらに言えば、例えば、食品基準で100ベクレル・パー・キログラムと、国際的に見れば、米国等々と比べれば1桁厳しい、過度に厳しいという議論はあるけれども、では、改めるべきところは改めにいった方が本当に福島の方々にとっていいかどうかは大変難しい判断で、過度に、国際的に1桁厳しい基準を置いているけれども、それでもクリアしていますと言っている方がメリットがあるかもしれないというのは皆さんも思われると思うのです。ですから、科学的に正しい、正しくないだけではない、難しい問題をはらんでいる。ですから、100ベクレル・パー・キログラムであるとか、1ミリシーベルト・パー・イヤーであるとかは軽々に議論することのインパクトが非常に大きいので、慎重であるべきだと思っていますけれども、空間線量率と被ばく線量との関係ぐらいはやったらどうというのが提案であります。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方。ミヤジマさん。

○記者 『FACTA』のミヤジマです。

浜通りの人は放射線リテラシー高いですから、0.23ミリの意味はほとんど皆さんよくわかっていると私は思うし、ただ、保守性のところで常にぶつかるのは子供なのですね。子供は砂場で遊ぶし、森に入るしね。だから、本当はその辺のところを議論しないと、本当はそこなのだと思いますのですけれども、そういう問題について、規制庁も、子供とかに対する保守性について、何か基準が与えられれば、私は帰る人が増えると思うのだけれども、そこはどうも克服できないと思っていますのですね。その辺はどうお考えでしょうか。

○更田委員長 これはミヤジマさんのおっしゃっていることと同じことをお答えするのだろうと思いますけれども、最も気にすべきは若年者であって、それこそ実態として考えたら、ある程度年齢のいった人の被ばく線量をどうこう議論するよりも、お子さんに対するもの、あるいは妊婦であるとか、そういったものに対しての議論の方が実際上重要であるのは事実で、ただ、様々な困難があるのは、言及されているように、行動パターンであるとか、それから、一定の信頼性でもって線量計を持ってもらうことの難しさであるとか、ですから、知見の不確かさがお子さんの場合ははるかに大きくなるので、ど

うしてもより大きな保守性を持たざるを得ないというのが実際のところだろうと思います。これは非常に難しい問題だと思いますし、現状よりもより確からしい議論ができるような環境を作るといことはなかなか難しいだろうと思います。

○記者 少し違う話なのですが、この12月、1月でずっと田中先生と御一緒にやられて、田中さんはたしか飯塚で小学校ですか、帰還を促すことになるのか分かりませんが、そういう施設もできるそうですけれども、そういう意味で、お二人で回られたということで、何か地元の首長さんも含めまして、理解が深まったような面があるのか、あるいは節目のあれにせつかく帰られた田中さんは、参与なのか何か分かりませんが、そういうアドバイザーみたいなのというようなことはお考えになることもあり得るのか、その辺を伺いたいです。

○更田委員長 そうですね。以前もお話をしましたけれども、私は委員長になる前の5年間、むしろ福島に関しては、オンサイトの方へ自分の意識のほとんどが行っているところがあって、オフサイトに関しては、やはり接点が少ないところがあったので、まずとにかく直接肉声でもってお話を聴くというのが非常に大きな目的で、その上で、まさに地域の方の、特に首長さんのレベルのリテラシーの高さというのは、まさにおっしゃるとおりで、よく御存じですし、よく分かっておられるし、ただ、分かっておられる上で、現実と対峙することの難しさに非常に苦労をしておられる。

それは1つは、例えば、リスクコミュニケーションにしてもそうですし、現実には、実際にお一人の首長さんから言われたのは、例えば、今日のやり取りを例に挙げると、0.23みたいな数字が一旦すり込まれると、その保守性の議論のようなものがなかなか伝わっていかない部分はあると。それは様々な数字について、そういったことがあるというのは、これは昨年というか、これは今回、福島へ伺う前からいろいろと伝えられていたことではあります。

そういった意味で、今回は既に退任された田中前委員長と一緒に回って、田中さんのこれからの飯館村を中心とする活動について、ある種、田中さんの宣伝活動にもなってしまったかなという気はしますけれども、各自治体がいろいろ田中さんに、今後、講師であるとか、そういったリスクコミュニケーション等々にかかわるものについて、依頼をしていくことになるだろうと思います。

規制委員会、規制庁として、田中俊一さんに対してどうこうというのは考えていません。むしろ田中さんの思いは今、まさに福島にあるので、個人的にはいろいろ応援したいと思いますが、規制当局として前委員長を例えばアドバイザーであるとかというようなことは考えていません。

○司会 ヤマグチさん、どうぞ。

○記者 プラッツのヤマグチです。

もう何度も出ている質問で、話題は全然今日の話とは違うのですが、日本原燃なので

すけれども、昨年暮れに竣工を3年遅らせますという話はもう出ておまして、再び審査というところに入ったとするのであれば、今後、技術的な側面もしくは体質的な面で、向こう3か年を目指してやっていくとすると、委員長から御覧になって何がそのポイントになり得るのか、課題は何なのか、また、何か懸念等あれば、もう一度お伺いできますでしょうか。

- 更田委員長 真っ先に浮かぶのはやはり品質管理です。これは審査をする側にとってもなかなか難しい問題ではあるのですが、品質管理のレベルをどう測っていくか。一連の日本原燃の問題はやはり品質管理上の問題に起因するものが多いので、今回の総点検、最大限の危機感を持って取り組むと原燃自身が定めた総点検の結果で、何がどう改まっているかというのももちろん見なければならぬでしょうけれども、それとは別途、審査は審査で、品質管理システムがどのように定められて、それがきちんと動くようになっているかというのは非常に大きな要件であろうと思っています。

特にあれだけ広い面的な意味で放射性物質が分布する形になる再処理工場の特性を考えると、全体の品質マネジメントシステムといったものがどう構築されるか、それが今後の最大の焦点だろうと思います。

- 記者 それはウランから、長い工程の中で全ての技術管理という意味ですか、品質とおっしゃるのは。
- 更田委員長 例えば、例を挙げますと、品質管理といっても様々なものがありますけれども、非常に初歩的な例を挙げるとすれば、自分たちの持っている設備・施設がどうなっているということをきちんと把握できているというようなことが大事なのだと思います。それは、どういうやり方でそれを担保するのかというようなところも、きちんと聞いていく必要があるだろうと思います。

○司会 キノさん。

- 記者 フリーランスのキノと申しますけれども、先ほどから出ている検討の0.23のまた関係なのですけれども、ちょっと最初に確認なのですけれども、委員長がおっしゃっている25%というお話があったのですけれども、これをもう少し具体的にどういう研究とか、どういうデータを指してそうおっしゃっているのか。

- 更田委員長 私、4倍と言ったのは、これはもうごくごくざっくりで、せいぜい4～5倍というぐらいの印象だと思ってもらっていただければよくて、特段この学術論文云々といった根拠があって言ったわけではないです。

そのほか、先週の委員会では伴委員が15%という値を言われた。15%というのは逆算すると7倍程度ですけれども、これは学術論文が出ていて、0.15という係数を与えている論文がありますけれども、これはセカンドオーサーだけ知っているのだけれども、セカンドオーサーはたしかハヤノ先生だだと思いますけれども、これは事務方に確認してもらえれば、どういう論文かというのはお伝えできると思います。

○記者 ありがとうございます。

あと、保守性の話の中で、保守性に関しては、子供の行動パターンとか、いろいろなパターンがあるので、あってもいいというお話がありつつ、今回の見直しにつながっているというのは、ちょっと矛盾を感じる部分だ。

保守性があるのであれば、今の状態のまま、特に4倍でも5倍でも、先ほど7倍でも余り変わらないというお話がありましたけれども、そのままでも特に問題がないと。説明をそれ以上することもないと思うのですけれども、一方で、首長さんとの面談の中で、リスクコミュニケーションの難しさがあつたと感じていらっしゃつたというお話を聞くと、例えば、そういうリスクコミュニケーションに資するようなデータを今回の検討の中で出していくというような、そういうようなお考えみたいなものがあつたのかなとちょっと感じたのですが、その辺を。

○更田委員長 リスクコミュニケーションというのは、こういった議論をするときにあらかじめ意識するようなものではないと思っています。つまり、このように伝えたいからこういう検討をしようとする、大体検討の中身をゆがめることになっていて、結果的にリスクコミュニケーションに役立つという形が一番いいのであって、議論のスタート時点からこういう説明ができるような検討をしようとするのは、私は間違いだと思っている。

これ、何度でも言いますがけれども、純粋に2つのパラメータととの間の相関を明確にしようというのは当然のことであつて、保守性であるとか、あるいは除染であるとか、区域の指定であるとかということと一切関係なくて、元々自然界に2つのパラメータがあつて、それを相関づけようとする関係があるのだつたら、そのデータが積み重なってきたら、より精度高く議論をしましょうと。それは純粋な話です。

保守性という議論が出てくるのは、それを施策に応用しようとするときに、どれだけの保守性を置こうかとするものであつて、不確かさと保守性を混同してはいけないし、なかなかこれが何で伝わらないのかなと私自身は不思議に思うぐらいですけれども、居住する・行動するエリアでの空間線量率が、そこで行動する個人の被ばく線量となつて、どういう形であらわれるかというのは、今後のことも考えて、ないしはまた起こるかもしれない事故に備えていく上でも重要なものであつて、保守性が5倍程度の議論の中でこの中におさまっているのだから、きちんとデータの検証をしなくていいという性格のものではないです。

○記者 もしそうだとすると、放射線審議会の方に検討を依頼するのであれば、データを示すだけではなくて、どの程度の保守性を考えたらいいか、要するに、放射線防護という観点からいけば、どの程度の保守性まで考えたらいいかという考え方のところまで依頼した方が、何かすつと落ちるのですけれども。

○更田委員長 そんな依頼の仕方ができないのは、保守性というのは、何に使うかによつて、どれだけの保守性が必要かによつて異なる。例えば除染の目標なのか、それとも区

域の指定なのか、そういった具体的な施策を定めていくときに、その相関関係に対してどれだけの保守性を与えるべきかという議論はあると思います。

ただし、今回は、まずとにかく2つの異なるパラメータの間の相関関係について、きちんと積み上げて、例えば、従来の0.23と1ミリというものの値にどれだけの保守性があるのかということを確認にしましょうというところのまず第1段階。その上で、これを適用する、何々に適用する上でどのぐらいの保守性が必要かというのは、これはまた別の議論です。

○記者 そうすると、数字がひとり歩きする懸念というのは感じられませんか。

○更田委員長 いや、今、数字がひとり歩きしているのです。0.23という値がひとり歩きしているのです。

○記者 分かりました。

もう一件別件というか、関連というか、原子力災害対策指針の中で、緊急時被ばく状況と現存被ばく状況、計画被ばく状況に関して、取扱いと考え方は今後は委員会の中で検討して記載していくとあると。これは5年間そのままになっているのですけれども、これはなぜ5年間そのままになっているのかと、今後どうしていくお考えかというのをちょっと教えてください。

○更田委員長 実効的にはこれは緊急性の問題で、災害対策指針の中に関しても、手をつけなければならないものの順序みたいなものがある。全てを一斉にやるわけにはいかないので。そういった意味で、今、言及されたものに関しては、いわゆる優先順位の問題だと思ってもらえればいいですけれども。

○記者 優先順位というのは、なぜそれが後ろに置かれたまま、ただ、一方では、放射線審議会の中でもそういう「現存被ばく状況」とかいう言葉は出てきますし。

○更田委員長 もちろん言葉は出てきます。

○記者 委員会の中でもそれを先ほども委員長が御説明なさっていましたがけれども、ただ、その考え方と取扱いが災害対策指針の中で決まらないまま、一方でその話が出ていると、次に事故が起きたときに、その辺というのはどう扱われるのかなと。

○更田委員長 決まらないわけではなくて、計画被ばく、現存被ばく、緊急時被ばくというのは、明確にそれぞれ定義された言葉ですよ。

○記者 そうすると、次の事故が仮に起きた場合に、その辺はどのように扱われることになるのですか。

○更田委員長 参考レベルをどうするかというような議論ができていない。現存被ばく状況下で参考レベルをどう定めるかというのは。ただし、事故の様態によっても異なるから、参考レベルというのは、あらかじめ決めておけるものではないです。ICRP等々、国際的な考え方に従うのなら、例えば、現存被ばく状況下での参考レベルは1から20の間で定めましょうねというのは、国際的な考え方としては示されている。

実際、もし仮に次の事故が起きたときに、やはり1から20の間で事故の様態を考えて

設定するわけだけれども、やみくもにそれは事前に1と決まったものでもないしというところなのです。それは大体现時点では定めようのない話です。

○記者 最後に1つだけ。これは例えば、そこの考え方を示すと、現状で避難指示解除のときに、現存被ばく状況の中で一番高いところをとっているわけですがけれども、そういうところに影響するというこも考えられるのですか。そこはまた別の話なのでしょうか。

○更田委員長 別の話だと思います。それに現状に照らして考えると、これは、だから、先ほどのやり取りにもありましたけれども、むしろ歴史的検証の領域に入る話だと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ヨシノさん、挙げていましたよね。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

月曜日に発覚したのですかね、日本原電の方ですが、今度は。自分たちでカミングアウトしていましたが、TAFの数値が2種類あったということを規制庁が発見して、多分どちらかが間違っていたのだらうということで、それが長期間にわたって放置されていたということが明らかになったのですけれども、これに対する受けとめを聞かせてください。

○更田委員長 まず、事実関係を明確にしますと、これは審査のプロセスで規制庁が、異なる値がTAFの、TAFというのは有効発熱部の一番上ですがけれども、そのTAFの位置が、審査で提出されている資料の中で異なる値が用いられているというのを発見して、原電に伝えたところ、これは東海第二が設置許可を受けた時点では7×7というタイプの燃料で申請をされたのだけれども、運転を開始する前に設置変更許可を行って、実際は8×8の燃料で運転を始めましたと。8×8と7×7の間で微妙に寸法が違って、TAFの位置が51ミリずれていましたと。

例えば減圧であるとか、注入であるとかというものの判断を行う水位の方は、別にTAFを基準にしていたわけではないので、影響が出てはいないのですけれども、今回、炉内にある水の遮蔽の効果を計算しようとするときに、TAFの位置を参照するときに運転手順書の方を見にいったと。そこのTAFを基準に評価しているのを審査の方で見ていたら、TAFの位置が違うではないかと。そもそも運転手順書の方のTAFの位置が違いましたと。どうもこれは40年間違っていたみたいですよという話になったというのが事実関係。

もう既に申し上げましたがけれども、運転で、例えば、事故や異常が起きたときは、当然、水位というのは非常に重要なパラメータになるわけですがけれども、この水位というのはL1とかL8とかという言い方をしますけれども、その水位は別にTAFを基準としてとっているのではなくて、別のところを水準点としてとっているのですから、減圧であるとか、あるいは注入であるとかといった判断に影響があったわけではないし、

さらに、有効発熱頂というのは大体4メートル弱、7×7、8×8だと3.7メートルとか3.8メートルぐらいだと思います。それに対して今回ずれていたのが5センチですから、1%ちょっとのずれで、そういった意味では、事故時の対処も含めて運転等々に、仮にTAFを参照した水位をとっていたとしても、影響が出ているわけではないので、安全上のインパクトはほとんど無視できる。

だけれども、自分たちが運用している施設について、そんなことでいいわけがないだろうというのは当然のところでありまして、ちょっとこれはどうしたものかなというのが実は私の個人的な感想でありまして、実際、大して安全上のインパクトはないのだけれども、そうはいつても、高い品質管理とか、高い技術力云々と言っているのに、何よ、これというのが正直なところでありまして、少し真面目にお答えすると、技術的な能力というよりは品質管理の問題として捉えるべきだろうと思っています。

実態上、審査に直接的な影響が出るものではないのですけれども、ただ、今後、東海第二をめぐる日本原電の品質管理について、改めて、まず原電がそもそもどう整理して、どう受けとめているのかというようなところを聞くところから始めて、品質管理上の議論につながっていくことだろうとは思っています。

○司会 フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

先ほどの質問に関連してなのですけれども、今、委員長は実態的な審査に影響が出る見込みはないのかもしれないがとも言われたのですが、今のところ、このTAFの数値の誤りというのは、どの程度審査に影響が出そうでしょうか。というのも、運転延長の審査の期限が11月と見えてきている中でこうした話も出てきたので、そのあたりはどのようにお考えですか。

○更田委員長 ちょっと先ほどのは失言かもしれないですね。進行中の審査に関して、余り予断を与えるようなことを言うべきではないと思っていますけれども、ただ、例えば、新規制基準適合性審査というのは、非常に多くの部分は、重大事故等対策のときの有効性や機器の機能によっているところが大きくて、その中で、51ミリのTAFの位置の違いが結論に大きくあらわれてくるとは、率直なところ、工学的に考えにくいのは事実です。

一方で、運用者の品質管理や、自分たちの施設の把握というものがこれでいいのかという議論は当然あるでしょうから、審査に全く影響ないと申し上げるのは言い過ぎだろうと思うし、それから、そもそもこの件がなくても、東海第二というのは、工事計画認可に至るまでの時間というのは、もう本当に動いている時計の針が見えるような状況ですので、なかなか何とも言えないですね。

というのは、本件だけではなくて、いくつかまだ工事計画認可の中で、何だったかな。ちょっとごめんなさい。具体的なものはちょっと忘れてしまったけれども、まだ少し計画というか、方針だけしか示せていないようなものが残っているかのような報告は受け

ていますので、東二の審査については、予断を許さないとしか申し上げようがないですね。

○記者 少し確認になるのですけれども、あくまで設置許可の変更の審査の方は終盤を迎えていると認識しているのですけれども、運転延長の認可に向けてという中で、影響が出るような可能性というのも考えられると、そのように見ていらっしゃるということですか。

○更田委員長 並行して作業は進めてはいるのですけれども、そうはいつでも、運転延長に係る審査に大きく影響を与えるのは、設置変更許可よりもむしろ工事計画認可の方が関連が強くて、ですから、工事計画認可に係る議論がどのぐらいまでに山を越せるかというのが、運転延長の審査に対して大きな影響を与えていきます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—